

議案第164号

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

- | | | | |
|---|---------|------|--------------------------|
| 1 | 契 約 金 額 | 議決金額 | 9 6 2, 2 8 0, 0 0 0 円 |
| | | 変更金額 | 1, 3 5 6, 7 1 8, 0 0 0 円 |
| 2 | 工 期 | 議決工期 | 令和9年7月30日 |
| | | 変更工期 | 令和10年3月31日 |

理 由

- 1 工事着手後、改めて現場調査を行ったところ地中障害物が発見された。それに伴い、当該障害物を撤去する必要性が生じたため。
- 2 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置を適用させるため。